

# 仕 様 書

## 令和8年度電子複合機保守（キヤノン社製）

保守対象物件及び設置場所：別紙のとおり

### ○保守に関する条件

#### 1 履行内容

- (1) 電子複合機（オプションを含む）が故障した場合、迅速に対応、修理を行うこと。
- (2) 電子複合機のトナー、ドラムカートリッジ等の消耗品を供給すること。
- (3) 上記のほか、電子複合機の保守及び消耗品等の供給に関する業務を行うこと。
- (4) 電子複合機を常に良好な状態に保つために、それらに精通したエンジニアによる十分な保守体制が図れること。  
なお、毎月1回以上の定期点検を実施すること。
- (5) 電子複合機の改良部品及び内部ソフトウェアのバージョンについては、随時最新のものに更新すること。

#### 2 保守詳細条項

- (1) 故障修理の際に使用する部品の費用（修理技術料、派遣料等を含む。）は、保守費用に含むものとする。
- (2) 使用枚数に応じて、発生が予測される故障等を未然に防止する措置を実施すること。
- (3) 交換する部品については、製造メーカーの稼働認定が取れている部材を使用すること。
- (4) 故障対応については、保守員を速やかに物件設置場所に派遣し、オンサイトによる対応を実施すること。
- (5) 以下の場合については、本契約の対象外とする。
  - ・天災地変等保守業者の責に帰すことができない原因により生じた故障修理の場合
  - ・使用者の故意又は過失により生じた故障修理の場合

#### 3 保守体制

- (1) 製造元メーカー認定の保守実施店としての登録があること。  
なお、製造元メーカーが保守業務を請け負う場合は、この限りではない。
- (2) 全設置場所について、保守対応窓口は一元的に同一会社により対応できる体制を整えること。
- (3) 保守員は、身分証明書を携帯し、必要に応じてこれを提示すること。

#### 4 保守実施報告

- (1) 点検及び故障修理の実施にあたっては、作業開始及び終了時に担当職員に速やかに報告すること。
- (2) 作業終了後に担当職員に対して、任意の報告書を提出すること。

#### 5 安全の確保

- (1) 安全管理として、物件の保守等の実施に際しては、危害を予防し、安全の確保に努めること。
- (2) 保守作業に当たって、知り得た情報（公知の情報等を除く。）に関し、第三者に開

示、漏洩又は他の目的に使用するなどしてはならない。

## 6 クロスコンプライアンスについて

### (1) 主な環境関係法令の遵守

受注者は、役務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

#### ① エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

#### ② 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）

#### ③ 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）

### (2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、契約後1度目の報告書提出時に別紙チェックシートを用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～オの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正で循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

## ○契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

## ○責任の所在

製造者の如何に関わらず、受注者が最終的に責任を負うこと。

## ○その他

詳細な事項及び本仕様書に定めのない事項については、担当職員と受注者が必要に応じ、打合せを行うこと。

## 別紙

番号	機 器	導入年	設置場所	数量 (台)	料 金				
					種別	枚数範囲	単価 (単位:円)		
							消費税抜き	消費税額	消費税込み
1	キヤノン imageRUNNER ADVANCE C5870F	R4	岡山県拠点 (地方参事官室)	1	モノクロ	カウンター料金			
					カラー	カウンター料金			
2	キヤノン imageRUNNER ADVANCE C5850F	R4	会計課	1	モノクロ	カウンター料金			
					カラー	カウンター料金			
3	キヤノン imageRUNNER ADVANCE C5850F	R4	経営・事業支援部 (食品企業課)	1	モノクロ	カウンター料金			
					カラー	カウンター料金			
4	キヤノン imageRUNNER ADVANCE C5870F	R4	香川県拠点 (地方参事官室)	1	モノクロ	カウンター料金			
					カラー	カウンター料金			
5	キヤノン imageRUNNER ADVANCE C5870F	R4	香川県拠点 (統計担当)	1	モノクロ	カウンター料金			
					カラー	カウンター料金			
6	キヤノン imageRUNNER ADVANCE C5870F	R6	統計部 (生産流通消費統計課)	1	モノクロ	カウンター料金			
					カラー	カウンター料金			
7	キヤノン imageRUNNER ADVANCE C5870F	R6	統計部 (統計企画課)	1	モノクロ	カウンター料金			
					カラー	カウンター料金			
8	キヤノン imageRUNNER ADVANCE C5870F	R6	愛媛県拠点 (地方参事官室)	1	モノクロ	カウンター料金			
					カラー	カウンター料金			
9	キヤノン imageRUNNER ADVANCE C5870F	R6	愛媛県拠点 (統計担当)	1	モノクロ	カウンター料金			
					カラー	カウンター料金			
10	キヤノン imageRUNNER ADVANCE C5870F	R6	会計課	1	モノクロ	カウンター料金			
					カラー	カウンター料金			
11	キヤノン imageRUNNER ADVANCE C5870F	R6	会計課 (合同庁舎管理室)	1	モノクロ	カウンター料金			
					カラー	カウンター料金			
12	キヤノン imageRUNNER ADVANCE C5870F	R6	企画調整室	1	モノクロ	カウンター料金			
					カラー	カウンター料金			
13	キヤノン imageRUNNER ADVANCE C5870F	R6	経営・事業支援部 (経営支援課)	1	モノクロ	カウンター料金			
					カラー	カウンター料金			
14	キヤノン imageRUNNER ADVANCE C5870F	R6	経営・事業支援部 (担い手育成課)	1	モノクロ	カウンター料金			
					カラー	カウンター料金			
15	キヤノン imageRUNNER ADVANCE C5870F	R6	広島県拠点 (地方参事官室)	1	モノクロ	カウンター料金			
					カラー	カウンター料金			
16	キヤノン imageRUNNER ADVANCE C5870F	R6	広島県拠点 (地方参事官室(FAX接続))	1	モノクロ	カウンター料金			
					カラー	カウンター料金			
17	キヤノン imageRUNNER ADVANCE C5870F	R6	広島県拠点 (統計担当)	1	モノクロ	カウンター料金			
					カラー	カウンター料金			
18	キヤノン imageRUNNER ADVANCE C5870F	R6	高知県拠点 (経安チーム)	1	モノクロ	カウンター料金			
					カラー	カウンター料金			

番号	機 器	導入年	設置場所	数量 (台)	料 金				
					種別	枚数範囲	単価 (単位: 円)		
							消費税抜き	消費税額	消費税込み
19	キヤノン imageRUNNER ADVANCE C5870F	R6	高知県拠点 (地方参事官室)	1	モノクロ	カウンター料金			
					カラー	カウンター料金			
20	キヤノン imageRUNNER ADVANCE C5870F	R6	高知県拠点 (統計担当)	1	モノクロ	カウンター料金			
					カラー	カウンター料金			
21	キヤノン imageRUNNER ADVANCE C5870F	R6	山口県拠点 (統計担当)	1	モノクロ	カウンター料金			
					カラー	カウンター料金			
22	キヤノン imageRUNNER ADVANCE C5870F	R6	消費・安全部 (消費生活課)	1	モノクロ	カウンター料金			
					カラー	カウンター料金			
23	キヤノン imageRUNNER ADVANCE C5870F	R6	消費・安全部 (米穀流通・食品表示監視課)	1	モノクロ	カウンター料金			
					カラー	カウンター料金			
24	キヤノン imageRUNNER ADVANCE C5870F	R6	生産部 (地方参事官室経安チーム)	1	モノクロ	カウンター料金			
					カラー	カウンター料金			
25	キヤノン imageRUNNER ADVANCE C5870F	R6	生産部 (書庫)	1	モノクロ	カウンター料金			
					カラー	カウンター料金			
26	キヤノン imageRUNNER ADVANCE C5870F	R6	総務課	1	モノクロ	カウンター料金			
					カラー	カウンター料金			
27	キヤノン imageRUNNER ADVANCE C5870F	R6	鳥取県拠点 (経安担当)	1	モノクロ	カウンター料金			
					カラー	カウンター料金			
28	キヤノン imageRUNNER ADVANCE C5870F	R6	鳥取県拠点 (統計担当)	1	モノクロ	カウンター料金			
					カラー	カウンター料金			
29	キヤノン imageRUNNER ADVANCE C5870F	R6	鳥取県拠点 (地方参事官室)	1	モノクロ	カウンター料金			
					カラー	カウンター料金			
30	キヤノン imageRUNNER ADVANCE C5870F	R6	徳島県拠点 (統計担当)	1	モノクロ	カウンター料金			
					カラー	カウンター料金			
31	キヤノン imageRUNNER ADVANCE C5870F	R6	農村振興部 (都市農村交流課)	1	モノクロ	カウンター料金			
					カラー	カウンター料金			
32	キヤノン imageRUNNER ADVANCE C5870F	R6	農村振興部 (農村環境課)	1	モノクロ	カウンター料金			
					カラー	カウンター料金			
33	キヤノン imageRUNNER ADVANCE C5870F	R6	農村振興部 (農村計画課)	1	モノクロ	カウンター料金			
					カラー	カウンター料金			
34	キヤノン imageRUNNER ADVANCE C5870F	R6	統計部 (調整課)	1	モノクロ	カウンター料金			
					カラー	カウンター料金			
35	キヤノン imageRUNNER ADVANCE C5870F	R6	土地改良技術事務所	1	モノクロ	カウンター料金			
					カラー	カウンター料金			

(注) 1 設置場所については、令和8年4月1日における設置予定場所であり、組織の再編や異動に伴う構成人員の事由により、保守対象期間中に変更する場合があります。

2 「消費税及び地方消費税の額(上記欄中消費税と表記)」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定により算出されたものと並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出されたものである。

【別紙チェックシート】

環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書  
(令和8年度電子複合機保守(キヤノン社製))

以下のア～オの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する(もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する)。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して(農薬の使用基準等を遵守して)作られたものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他( )		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず(全て「左記非該当」)、その他の取組も行っていない場合は、その理由( )

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に従って適切に実施している。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）